

平成 18 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社 フ ル キ ャ ス ト  
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 平 野 岳 史  
(コード番号 4 8 4 8 東証第一部)  
問い合わせ先 取締役 執行役員 管理本部長 上 口 康  
電 話 番 号 0 3 - 3 7 8 0 - 9 5 0 7

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年12月21日開催予定の第14回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

(1)平成 18 年 5 月 1 日付で「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という。)等が施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容につき、その内容を反映する規定の新設または変更を行うものであります。(変更案第 4 条、第 7 条および第 8 条第 1 項)

株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるものであります。(変更案第 14 条)

株主総会参考書類等の一部等につき、インターネットによる開示をもって株主の皆様を提供したものとみなすことができるようにしようとするものであります。(変更案第 15 条)

必要が生じた場合に、機動的に取締役会決議を行えるようにするため、書面または電磁的方法による取締役会の決議を可能にしようとするものであります。(変更案第 24 条第 2 項)

社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結できるようにするものであります。(変更案第 38 条第 2 項)

機動的な資本政策および配当政策が遂行できるよう、株主総会決議に加えて、取締役会決議でも剰余金の配当等を実施することができるようにしようとするものであります。(変更案第 42 条)

その他、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除および修正など、所要の変更を行おうとするものであります。

(2)以上のほか、規定の加除に伴う条数の変更等条文の整備および一部字句の修正など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は別紙の通りです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会	平成 18 年 12 月 21 日	木曜日(予定)
定款変更の効力発生	平成 18 年 12 月 21 日	木曜日(予定)

以 上

別 紙

変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は、商号を株式会社フルキャストと称する。 英文では、FULLCAST CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 一般労働者派遣事業</li><li>2. 特定労働者派遣事業</li><li>3. 経営コンサルタント業務</li><li>4. 情報の処理、提供サービス業務</li><li>5. 一般貨物自動車運送業</li><li>6. 一般区域貨物自動車運送業</li><li>7. 運送業における梱包および仕分け作業の請負</li><li>8. 運送業における積み込みおよび積み降ろし作業の請負</li><li>9. 倉庫業における入出庫作業および管理業務の請負</li><li>10. ディ스플레이業における展示什器の運搬、搬入および組立設置作業の請負</li><li>11. イベント運営作業の請負</li><li>12. 家庭用電気製品の組立作業の請負</li><li>13. 商品の受渡し契約に関する事務の代行業務</li><li>14. 電子機器、通信機器設置請負業務</li></ol>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(商 号) 第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第 2 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>15. 広告の企画、制作、代理業  16. 飲食店の経営  17. 建築工事業  18. 総合警備保障業務  19. 有料職業紹介事業  20. コンピューターソフトウェアの開発、  技術提供ならびに検査、品質評価業務  21. 市場調査ならびに各種マーケティング  リサーチの請負  22. 金融業  23. 前各号に附帯または関連する物品の製  造、販売および輸出入業  24. 前各号に関連する役務の提供  25. 前各号の営業を行う者に対する投資  26. 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)  第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。  (新 設)</p> <p>(公告の方法)  第4条 当社の公告は、電子公告により行う。  ただし、電子公告によることができない  事故その他のやむを得ない事由が生  じたときは、日本経済新聞に掲載して  行う。</p>	<p>(本店の所在地)  第3条 (現行どおり)  (機関)  第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほ  か、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u>  (2) <u>監査役</u>  (3) <u>監査役会</u>  (4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)  第5条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行する株式の総数および自己株式の取得)</p> <p>第 5 条 当 会 社 が 発 行 す る 株 式 の 総 数 は 1,100,000 株とする。 当 会 社 は、<u>商 法 第 211 条 ノ 3 第 1 項 第 2 号 の 定 め に よ り、取 締 役 会 決 議 を も っ て 自 己 株 式 を 取 得 す る こ と が で き る。</u></p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>(発行可能株式総数および自己の株式の取得)</p> <p>第 6 条 当 会 社 の 発 行 可 能 株 式 総 数 は 1,100,000 株とする。 当 会 社 は、<u>会 社 法 第 165 条 第 2 項 の 定 め に よ り、取 締 役 会 決 議 に よ っ て 自 己 の 株 式 を 取 得 す る こ と が で き る。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 当 会 社 は、<u>株 式 に 係 る 株 券 を 発 行 す る。</u></p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 6 条 当 会 社 は、<u>株 式 お よ び 端 株 に つ き 名 義 書 換 代 理 人 を 置 く。</u> <u>名 義 書 換 代 理 人 お よ び そ の 事 務 取 扱 場 所 は、取 締 役 会 の 決 議 に よ り 選 定 す る。</u></p> <p>当 会 社 の 株 主 名 簿 ( 実 質 株 主 名 簿 を 含 む。以 下 同 じ。)、<u>株 券 喪 失 登 録 簿 お よ び 端 株 原 簿 は、名 義 書 換 代 理 人 の 事 務 取 扱 場 所 に 備 え 置 き、株 式 の 名 義 書 換、株 券 の 交 付、質 権 の 登 録 お よ び 信 託 財 産 の 表 示 ま た は こ れ ら の 抹 消、実 質 株 主 通 知 の 受 理、実 質 株 主 名 簿 の 作 成、株 券 喪 失 登 録 の 手 続 そ の 他 株 式 お よ び 端 株 に 関 す る 事 務 は 名 義 書 換 代 理 人 に 取 扱 わ せ、当 会 社 に お い て は こ れ を 取 扱 わ ない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 8 条 当 会 社 は、<u>株 主 名 簿 管 理 人 を 置 く。</u></p> <p><u>株 主 名 簿 管 理 人 お よ び そ の 事 務 取 扱 場 所 は、取 締 役 会 の 決 議 に よ り 定 め る。</u></p> <p>当 会 社 の 株 主 名 簿 ( 実 質 株 主 名 簿 を 含 む。以 下 同 じ。)、<u>新 株 予 約 権 原 簿 お よ び 株 券 喪 失 登 録 簿 の 作 成 な ら び に 備 置 き そ の 他 の 株 主 名 簿、新 株 予 約 権 原 簿 お よ び 株 券 喪 失 登 録 簿 に 関 す る 事 務 は、株 主 名 簿 管 理 人 に 委 託 し、当 会 社 に お い て は こ れ を 取 扱 わ ない。</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 7 条 当 会 社 の 株 券 の 種 類 お よ び 株 式 の 名 義 書 換、質 権 の 登 録 お よ び 信 託 財 産 の 表 示 ま た は こ れ ら の 抹 消、株 券 の 不 所 持、株 券 の 再 交 付、端 株 の 買 取 り、届 出 の 受 理、実 質 株 主 通 知 の 受 理、実 質 株 主 名 簿 の 作 成、株 券 喪 失 登 録 の 手 続 そ の 他 株 式 お よ び 端 株 に 関 す る 取 扱 い な ら び に 手 数 料 は、<u>法 令 ま た は、本 定 款 の ほ か、取 締 役 会 に お い て 定 め る 株 式 取 扱 規 程 に よ る。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 当 会 社 の 株 式 に 関 す る 取 扱 い お よ び 手 数 料 は、<u>法 令 ま た は 本 定 款 の ほ か、取 締 役 会 に お い て 定 め る 株 式 取 扱 規 程 に よ る。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第 8 条 当社は、毎年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。</p> <p>— 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(第 11 条に移設)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>(招 集)</p>	<p>(招集の時期)</p>
<p>第 9 条 当社の定時株主総会は、毎年 12 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合随時これを招集する。</p> <p>(第 8 条より移設)</p>	<p>第 10 条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第 11 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p>
<p>(招集権者および議長)</p>	<p>(招集権者および議長)</p>
<p>第 10 条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議にもとづき社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従い他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第 12 条 株主総会は法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議にもとづき会長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従い他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(決議の方法)</p>	<p>(決議の方法)</p>
<p>第 11 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権ある株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>商法第 343 条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第 12 条</u> 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主のみを代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(新 設)</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第 13 条</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>株主総会の議事録は、その原本を決議の日から 10 年間本店に備え置き、その謄本を 5 年間支店に備え置く。</p>	<p><u>会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第 14 条</u> 株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 15 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議事録)</p> <p><u>第 16 条</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 14 条 当社の取締役の員数は 10 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 15 条 (新 設)</p> <p>取締役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。</p> <p>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 16 条 取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>増員または補欠により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 17 条 当社は取締役会の決議により、取締役の中より社長 1 名を選任し、必要に応じて会長 1 名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 18 条 社長は、会社を代表する。</p> <p>前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、会社を代表すべき取締役を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 19 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 17 条 (現行どおり)</p> <p>(選任)</p> <p>第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>— 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>— (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>増員または補欠により就任した取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 20 条 当社は取締役会の決議によって取締役の中より社長 1 名を選任し、必要に応じて会長 1 名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第 21 条 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、会社を代表すべき取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定める順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p>
<p><u>第20条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p><u>第23条</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p>
<p><u>第21条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>第24条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>— <u>当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p>
<p><u>第22条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p>	<p><u>第25条</u> 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項</u>については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(取締役会規程)</p>	<p>(取締役会規程)</p>
<p><u>第23条</u> 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがあるものを除き、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p><u>第26条</u> (現行どおり)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(報 酬)</p> <p>第 24 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役会の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 25 条 当会社は、<u>商法第 266 条第 12 項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役 (取締役であったものを含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当会社は、<u>商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、480 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当会社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法 423 条第 1 項の行為に関する取締役 (取締役であったものを含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において<u>取締役会の決議によって免除</u>することができる。</p> <p>当会社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為に関する賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、480 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p>
<p>(員 数)</p> <p>第 26 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 27 条 (新 設)</p>	<p>(員 数)</p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 30 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p>
<p>監査役は株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 28 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することが出来る株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第 31 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役)  <b>第 29 条</b> 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)  <b>第 30 条</b> 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)  <b>第 31 条</b> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録)  <b>第 32 条</b> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程)  <b>第 33 条</b> 監査役に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報 酬)  <b>第 34 条</b> 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除)  <b>第 35 条</b> 当社は、<u>商法第 280 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	<p>(常勤の監査役)  <b>第 32 条</b> 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)  <b>第 33 条</b> （現行どおり）</p> <p>(監査役会の決議方法)  <b>第 34 条</b> （現行どおり）</p> <p>(監査役会の議事録)  <b>第 35 条</b> 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程)  <b>第 36 条</b> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)  <b>第 37 条</b> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によってこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除)  <b>第 38 条</b> 当社は、<u>会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の行為に関する監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>— <u>当社は、会社法 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 39 条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>— <u>会計監査人は、前項の株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(営業年度)</p> <p><u>第 36 条 当社の営業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とし、営業年度末日をもって決算期とする。</u></p> <p>(利益配当)</p> <p><u>第 37 条 当社の利益配当金は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終端株原簿に記載または記録された端株主に対しこれを支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第 38 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第 41 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年とする。</u></p> <p>(剰余金の配当の決定機関)</p> <p><u>第 42 条 当社は、剰余金の配当その他会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第 43 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 39 条 <u>利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u> 未払いの利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p> <p>(附 則)</p> <p>第 28 条の規定にかかわらず、平成 14 年 9 月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第 28 条中「就任後 4 年内」とあるを「就任後 3 年内」と読み替えるものとする。</p>	<p>— <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>— <u>当会社は、前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(第 43 条に移設)</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第 44 条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u> 未払の配当金には利息をつけない。</p> <p>(削 除)</p>